

弘前市交通事業者等 事業継続特別対策支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響の長期化を踏まえ、原油価格の高騰による大きな影響を受けている高速バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行事業者に対し、事業継続特別対策支援金を給付します。

1 対象となる事業者

市内に主たる事業所または事務所があり、営業している次の事業者

- | | |
|--------------|--|
| ① 高速バス事業者 | 道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 |
| ② タクシー事業者 | 道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 |
| ③ 自動車運転代行事業者 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく公安委員会の認定を受けていること。 |

2 支援金の額

1事業者あたり、申請時点で所有する車両台数(令和4年6月1日時点の登録台数を上限とし、申請時点で休車している車両を除く)に、次の区分に応じた額を乗じた額

- | | | |
|-------------------------------------|---------|------|
| ① 高速バス事業者 | 車両1台につき | 20万円 |
| ② タクシー事業者 | 車両1台につき | 5万円 |
| (①②の車両の要件:国土交通省東北運輸局に登録し所有する事業用自動車) | | |
| ③ 自動車運転代行事業者 | 車両1台につき | 2万円 |
| (③の車両の要件:青森県公安委員会に届出し所有する随伴用自動車) | | |

3 交付要件

- ・申請時点において、今後も営業する意思があること。
- ・申請者(法人の場合、代表者及び役員)が暴力団員等に該当しないこと。

4 申請受付期間

令和4年9月30日(金)17時まで ※郵便の場合、当日消印有効

5 申請先・問い合わせ先

弘前市 都市整備部 地域交通課 (市役所前川新館3階)

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

☎0172-35-1124 (平日 8時半~17時)

申請方法等は裏面へ

6 申請方法

「①令和4年度弘前市交通事業者等事業継続特別対策支援金交付申請書兼請求書」へ必要事項を記入し、添付書類を添えて弘前市地域交通課へ提出してください。

(新型コロナウイルス感染拡大予防のため、可能な限り郵送での提出をお願いいたします)

≪添付書類≫

②交付対象車両一覧

③事業の許可または認定を受けていることを証する書類の写し

例) 営業許可証や業務の認定証の写し

④所有する車両台数を証明する書類

例) 高速バス・タクシー事業者 … 車のナンバーが写っている写真か車検証の写し
運転代行業者 … 社名表示灯(行燈)と車のナンバーが写っている写真と車検証の写し

⑤振込先口座の情報がわかるものの写し(通帳の写しなど)

※通帳の場合は、口座番号のわかる表紙と支店名のわかるページが必要です。

なお、申請者と口座名義が異なる場合、別途委任状等を提出いただく場合があります。

【申請に必要な書類一覧】

		高速バス	タクシー	運転代行
①	申請書兼請求書(様式第1号)	○	○	○
②	交付対象車両一覧(様式第2号)	○	○	○
③	運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書、許可申請証明願等のいずれかの写し	○	○	—
	公安委員会からの運転代行業の認定証の写し	—	—	○
④	対象車両すべての車検証の写し	○	○	○
	対象車両すべての写真(ナンバーが写っているもの) ※自動車運転代行業者の場合は社名表示灯(行燈)と車のナンバーが写っているもの	どちらか一方	どちらか一方	○
⑤	振込先口座の情報がわかるものの写し	○	○	○

※ 協同組合弘前ハイヤー協会加盟のタクシー事業者の場合、④の書類に替えて、弘前ハイヤー協会が発行した登録車両数証明書の添付でも可。

上記のほか、交付要件を確認するために必要な書類の提出を求めることがあります。
申請内容を偽るなど不正があった場合は、支援金の交付決定の取り消し又は返還を命じます。

7 支援金についてのQ&A

Q1:市内に事業所を有していますが、事業主は市外に住んでいます。申請できますか。

A1:市内に主たる事業所または事業所があることが要件ですので、申請できます。

Q2:事業収入等のわかる書類の提出は必要ですか。

A2:今回の支援金は、事業収入の減収を交付要件としていませんので必要ありません。

Q3:現在休車中の車両は、対象になりますか。

A3:申請時点で休車でなければ対象になります。(台数の上限は令和4年6月1日時点の登録台数)